

● ② 「にいがた市民大学 各講座別募集チラシ」

| | | |
|---------|---|-----------|
| 仕 様 | A4判 両面 表紙のみ4色 裏面2色 広告掲載スペース部分については①と同様の原則2色 ※設置協力先の増加により、部数が増える場合がある。 | 各講座2,000部 |
| 主 な 内 容 | 各講座プログラム、募集方法、受講申込書、広告等 | |

➤ 各講座チラシのイメージ 一部講座抜粋（平成31年度版）

表面

裏面



➤ 広告掲載金額と広告の種別 ※掲載場所の指定は承りかねます

| 広告掲載箇所 | 広告掲載サイズ | 金額 |
|------------------------------|-----------------|------------|
| 各講座別募集チラシ 表面下段 1箇所 (計5箇所) | 幅 185mm×高さ 25mm | 12,000円/箇所 |

● 申し込み方法

| | |
|-----------------|--|
| 対象者 | 新潟市内に事業所を有する企業・団体等、およびそれら代表・代理人・代理店 ※個人名義での広告掲載は承りかねます |
| 募集期間 | 次の①と②を併せて 令和3年1月18日から2月17日まで ① 「にいがた市民大学 募集案内冊子」 ② 「同各講座別募集チラシ」 |
| 応募の流れ 1 申し込み | 所定の申込書（別記様式1）と広告内容案を、メール、郵送、ファクス、持参のいずれかの方法で下記宛先へ ※委任状は申し込み後の提出が可能ですが、原本を郵送または持参してください。 |
| 2 決定通知 | 生涯学習センターから申込者に対し、広告の掲載（不掲載）について別記様式2により通知します。※あわせて初校の確認依頼・掲載料の納付方法の案内をします。 |
| 3 承諾書の提出 | 掲載決定となった事業者は、別記様式3により承諾書を提出 |
| 4 広告データ提出 | 生涯学習センターあて広告用データを提出 |
| 5 確認・校正依頼 | 生涯学習センターで確認を行った後、申込者に対し掲載内容確認依頼の連絡 |
| 申込先・問合せ先 | 新潟市教育委員会 生涯学習センター 〒951-8055 新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地 電話：025(224)2088 ファクス：025(223)4572 E-mail crosspal@city.niigata.lg.jp |

● 広告掲載にあたっての留意事項

- 「新潟市広告掲載基準」第4条の各号に該当する業種または事業者からの広告掲載は承りかねます。ご了承ください。

「新潟市広告掲載基準」

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル等にかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないもの

- 広告の内容が次に掲げるものに該当するものは承りかねます。ご了承ください。

- ① 「にいがた市民大学」の趣旨にふさわしくないもの
- ② 個人または限定的な属性（例：～医療事務従事関係者の募集、など）に向けて発信するもの
- ③ 「新潟市広告掲載基準」第5条の各号に該当するもの

「新潟市広告掲載基準」

第5条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体等による布教推進を主な目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

キ 社会的に不適切なもの

ク 国内世論が大きく分かれているもの

ケ その他市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの

- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）

イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 製品やサービスなどについての虚偽の証言や、使用した者の実際の見解ではないもの、証言者の明らかでないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等に違反する業種、商法又は商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品又はサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

- (3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿又は裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例として表示するもの又は広告内容に関連するもの等で、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。

イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良の風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として適当でないもの

- 上記のほか、業種ごとの掲載基準を「新潟市広告掲載基準」
(<https://www.city.niigata.lg.jp/business/kokoku/index.files/kijyun.pdf>)
第6条の各号に規定していますのでご確認ください。
- 申し込み後、必要に応じて別途資料の提出や修正を依頼する場合があります。

【問い合わせ先】

新潟市教育委員会 生涯学習センター

〒951-8055 新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地

電話：025(224)2088 ファクス：025(223)4572

E-mail crosspal@city.niigata.lg.jp